

2-2 分収造林

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平 成 23 年 3 月 31 日	3,851	24,978	-	-	-	-
平 成 24 年 3 月 31 日	3,788	24,425	-	-	-	-
平 成 25 年 3 月 31 日	3,733	24,072	-	-	-	-
平 成 26 年 3 月 31 日	3,640	23,357	-	-	-	-
平 成 27 年 3 月 31 日	3,553	22,550	-	-	-	-
磐城	575	4,410				
福島	384	2,010				
(白河)	280	1,815				
棚倉	171	1,473				
会津	214	660				
(南会津)	25	94				
塩那	278	1,520				
日光	188	1,242				
群馬	175	986				
利根沼田	250	1,624				
吾妻	219	1,685				
下越	52	135				
(村上)	78	340				
中越	58	127				
上越	-	-				
茨城	362	2,633				
東京神奈川	21	113				
伊豆	17	84				
静岡	43	290				
天竜	40	236				
(埼玉)	17	53				
(千葉)	102	1,011				
(山梨)	4	9				
小笠原	-	-				

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、
国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)

